

添付資料 Q&A

	Q	A
1 接種時期、対象者について		
1-1	追加接種(3回目接種)は、いつから接種可能か。	2回目接種を行った日から8か月後の同日から接種可能であり、8か月後に同日がない場合は、その翌月の1日から接種可能となります。各個人で異なるため、熊本市民の場合には送付する接種券に記載している接種可能日で確認して下さい。 (11月15日に送付した12月接種分の接種接種券は国方針が示される前だったため、2回目接種日の245日後で計算しており、接種券記載日が1日程度ずれている場合があります。それ以降に発送する接種券は8か月後の同日を記載しています。)
1-2	追加接種(3回目接種)の期限はあるのか。 例:8か月を経過して1か月以内など	期限はありません。できるだけ速やかに接種して頂くようお願いします。 なお、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の実施期間は、令和3年2月17日から令和4年9月30日までとなっています。
1-3	追加接種(3回目接種)の接種間隔が6か月以上経過しておらず、不相当であった際の対応(報告の要否等)はどうすればよいか。	間違い接種に該当するので、報告が必要になります。ご連絡をお願いします。
1-4	12月および1月は、医療従事者のみが接種できる期間なのか。	2回目接種後から8か月経過となる方に順に接種券を送付しています。 接種券を持っている方は、医療従事者でなくとも接種可能となります。
1-5	1・2回目の接種の際に、熊本市外に住民票がある医療従事者の家族を早め(医療従事者の接種期間)に接種していた。 2回目接種から8か月が経過している方になるが、追加接種(3回目接種)を熊本市内の医療機関で接種してもよいか。	住民票住所地以外でワクチンを接種できるのは、やむを得ない場合に限定されています。原則、住民票住所地での接種をお願いします。 なお、住所地外で接種する際は、当該市町村への届出が必要ですが、医療従事者が勤務先で接種する場合は、届出不要で接種できることとされています。
1-6	追加接種(3回目接種)を行うなかで端数が出た場合、1回目の方に接種してもよいか。	接種して頂いて差し支えありませんが、モデルナワクチンの場合は、1・2回接種と追加接種では接種量が違いますのでご注意ください。 また、2回目の接種についても可能な限り追加接種の予定の中に組み込んでいただき、同じ医療機関様で接種して頂くようお願いします。
1-7	2回目接種後、原則として8か月経過したものが追加接種(3回目接種)の対象とのことだが、例外として6か月経過で接種が認められるのはどのような場合か。	国は、「急速な感染拡大やクラスター続発などの場合に事前に国に相談をしたうえで6か月経過後の方への接種が認められることがあり得る」としており、自治体が独自に判断して対応できるものではありません。 現在のところ、急なキャンセルや端数調整等でワクチン廃棄を防止するために例外的に対応する場合に限ります。
1-8	キャンセル等で端数が出た場合、自院の医療従事者やかかりつけ患者(2回目接種後6か月以上8か月未満)で接種の調整ができとなったが、11月29日付け通知にある「余剰枠報告様式」の提出は必要か。	12月分および1月分の追加接種(3回目接種)において、余剰(医療機関様にて接種予約調整後、急なキャンセル等による余剰)については、以下のとおり取り扱ってください。 ①まずは原則8か月以上の方(医療従事者だけでなく、かかりつけ患者や高齢者の方なども可)での調整をお願いします。 ②見つからない場合は、6か月以上の方(医療従事者、かかりつけ患者や高齢者の方など)に接種していただいて差し支えありません。 ※接種報告等は不要ですが、医療機関にて2回目接種後6か月以上経過しているかを必ず確認してください。 ③それでも見つからない場合は、「余剰枠報告様式」にて、感染症対策課ワクチンPTに依頼をしてください。 ※すでに「余剰枠報告様式」をご提出いただいた余剰枠について、医療機関で上記①②の調整をされる場合には、予約の重複を避けるため、予約システムに予約情報を入力されるか、感染症対策課ワクチンPTへご連絡をお願いします。
1-9	1月20日～1月31日に設定した予約システムで予約管理する予約枠について、予約受付終了後にキャンセルが出た場合など、キャンセル補充等の対応があるのか。	予約公開期間が終了後に余剰枠が発生している場合は、上記(1-8 回答)と同様の対応をお願いします。
1-10	余剰の取扱いについて、2月以降の接種においては、どうなるのか。1, 2回目接種時のようなキャンセル補充は行うのか。 また、小児(5~11歳)の接種の場合はどうか。	現時点では方針が決定していませんので、決定後にお知らせをします。

2 ワクチン上限量、予約システムについて		
2-1	追加接種(3回目接種)の1月分において、自院の医療従事者等の接種分の接種人数が増えた(すでにワクチン上限量通知済み。システムを使う医療機関であればワクチン上限量通知の(A)の部分)が、追加ワクチンの要望は可能か。	可能です。11月16日付「医療従事者等の追加接種(3回目接種)に関するワクチン量調査について」の回答を再度提出して頂ければ、追加でワクチンを配分します。 なお、1月20日～1月31日の期間に市のシステムで予約を受け付ける医療機関様の場合で、すでに通知済みの、自院の医療従事者等の接種分上限量(通知文中のA)を超える場合、予約システムによる予約受付分(通知文中のF)と合算した上限量の範囲内で接種しても構いません。ただし、その場合は予約システム上の枠について調整が必要なため、事前にご連絡を頂きますようお願いいたします。
2-2	2月以降の医療従事者の接種については、改めてワクチンの所要量の照会が実施されるのか。	実施しません。 基本的に今後通知予定の2月、3月のワクチン上限量の範囲内で接種して頂くこととなります。 医療従事者のみ接種予定の医療機関様などで、2月以降の上限量の通知が届かない医療機関様は、個別にご相談ください。
2-3	「ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチン接種に関する意向調査について」(11月25日付通知)で、2月・3月の接種人数を回答したが、医療従事者を含まずに住民接種のみの人数を回答していた。ワクチン上限量通知は届いているが、医療従事者の数を含め上限量を増やすことは可能か。	モデルナワクチンであれば要望可能ですので、再度回答を提出して頂ければ改めて上限量を通知します。 ファイザー希望の場合は、ご自身で別の医療機関様を予約して頂きますようお願いいたします。
2-4	2月以降の予約管理方法は、どのような受付方法になるか。	追加接種・小児接種(5歳～11歳)ともに医療機関様の希望する方法に応じて、「医療機関様の独自受付」と「市の予約システムによる予約(公開・非公開)」を選択していただく予定です。基本的には1・2回目接種の時と同様と考えておりますが、追加接種にあたり、予約方法の変更を希望される医療機関様におかれましては、感染症対策課ワクチンPTへご連絡をお願いいたします。
2-5	1月20日～1月31日までの予約システムでの予約について、医療従事者以外の予約も入るのか。	2回目接種後8か月経過している方には接種券を送付しているため、医療従事者以外の方でも予約ができ、入る可能性があり、また1, 2回目の予約が入る可能性もあります。余剰枠報告様式で依頼して頂いた余剰枠についても同様の取扱いです。
3 接種券、予診票、接種記録書について		
3-1	追加接種(3回目接種)の接種券はすべての熊本市民に届くのか。	2回目接種から8か月経過することが確認できた18歳以上の熊本市民に対して、順次発送しています。(熊本市外の方は、それぞれの市町村から発送されます) 1・2回目接種の際には、医療機関様が接種券一体型予診票を発行できましたが、追加接種(3回目接種)では、全て市区町村が発行する接種券となり、熊本市では、接種できるようになる8か月の前月(7か月目)に接種券を郵送する予定です。 (1・2回目接種後に市外から転入された方 ⇒ Q3-2を参照) (1・2回目接種後に市外へ転出された方 ⇒ 転出先の市町村へお尋ねください)
3-2	熊本市外住民として1・2回目を接種した後に熊本市に転入した場合、追加接種(3回目接種)の接種券はどうやって発行するのか。	転入前に2回目の接種を受けられた方については、接種券発行の申請を郵送で提出してもらう必要があります。申請の申し込み様式等は、ホームページに掲載するほか、転入後、随時郵送で案内しています(12月1日開始)。 なお、今年3月以降～10月29日までに、すでに熊本市に転入した者に対しても、申請の案内を送付しました。 申請されて接種事実が確認できた場合、2回目接種から8か月経過した方から、順次接種券をお送りします。(現在、申請が多く確認に時間をいただいています)
3-3	追加接種(3回目接種)の接種券を紛失した場合の再発行はどのようにすればよいか。	厚生労働省のコロナワクチンナビで電子申請していただくか、3回目接種券発行申請書を熊本市ワクチン接種券発行申請窓口に提出してください。 なお、本人による申請ができないような場合は、個別にご相談ください。
3-4	キャンセル対応等で追加接種(3回目接種)の接種券が届いていない市民に接種した場合、先行して接種券を発行してもらうことは可能か。	追加接種(3回目接種)の接種券は、現在は2回目接種から7か月目に順次発送しますので、以前のように前倒しでの発行ができません。対象者のお手元に届いたものを医療機関様へご持参いただくことになりますので、ご理解をお願いいたします。
3-5	熊本市外に住民票がある医療従事者で、追加接種(3回目接種)の接種券がいつ届くか不明との申し出があった。2回目の接種日は把握しているが、接種してよいか。	追加接種(3回目接種)の接種券は、各市町村から接種可能となるタイミングで発行されます。8か月を経過するのに届いていない場合は、まずは、住民票住所の市町村に発券を依頼するなどのご対応をお願いいたします。 接種券が届いてからの接種が原則ですが、やむを得ない場合には、接種済証などにより2回目の接種日が確認でき、8か月以上経過していることが間違いなければ医療機関様の判断で接種することは差し支えありません。 (熊本市外の方は、接種券の発行は熊本市では行えず、接種券がない状態での予診票の提出もできませんのでご注意ください)
3-6	熊本市から送付されてきた接種券サンプルセットに同封されていたチラシに、接種可能な対象年齢が「12歳以上」と記載されていたが、「18歳以上」の間違いではないか。	接種券に同封するチラシの作成時点においては、明確に18歳以上と定められていなかったため、12歳以上と記載してあります。 現在は「18歳以上」が接種可能年齢とされています。

3－7	予診票は従前のものを使用してよいか。	12月1日以降の接種は、予診票の様式が変更されているため、原則『新様式』の予診票を使用してください。 ※被接種者が、すでに記載した旧様式の予診票を持参された場合などは、例外的に使用可能です。新様式の予診票は、「医療機関記入欄(時間外・休日加算記入欄など)」が追加されています。 ※旧様式予診票に係る時間外・休日加算は、請求方法が異なりますのでご注意ください。
3－8	医療機関に予備用として送付された予診票の住所にはあらかじめ「熊本県熊本市」と記載されているが、熊本市外の方も使用してよいか。	訂正線を引いた上で住民票の住所を記載、使用して差し支えありません。
3－9	接種記録書の様式はどこにあるのか。	厚生労働省のホームページに掲載があります(様式4-2)。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryou_kikanhen_oshirase.html

医療機関様から事前にいただいた質問に対する回答

	Q	A
4 - 1	ファイザー製を希望しましたが、政府はモデルナ製を使用すると言っていますし、患者さんの中にはモデルナは嫌と言われます。希望の通りにいきますか？	説明会でも改めてご説明いたしますが、現在、国から供給されるワクチン量はファイザーが6割、モデルナが約4割とされており、ファイザー社ワクチンについては希望通りの量を配分するのは難しい状況です。ぜひモデルナワクチンの接種についてもご検討いただきますようお願いいたします。
4 - 2	新聞報道では、モデルナも接種するを選択した医療機関は2割とのことでしたが、提出した枠は絶対的なものなのか、状況に応じて変更可能なか、変更可であればいつ頃までに(何週間前までになど)すれば良いのか。	現在、国から供給されるワクチン量はファイザーが6割、モデルナが約4割とされており、ファイザー社ワクチンについては希望通りの量を配分するのは難しい状況ですので、変更も可能です。 モデルナワクチンの接種は2月以降を予定しておりますが、予約システムを利用予定の医療機関様におかれましては、1月15日から予約受付を開始する予定ですので、遅くとも1月12日までに予約枠を作成いただく必要がございます。お早めにご相談をお願いいたします。 また、市予約システムを利用せず独自に予約受付をされる医療機関様におかれましては、随時変更可能ですが、全体の接種体制の把握のため、なるべくお早めにご相談をお願いいたします。
4 - 3	感染症対策課からの照会に対してファイザー・モデルナ、一緒に接種を行うと回答しましたが不安はあります。また、新聞で交接種が可能になりワクチンを選べるようにするとの記事もありましたが、どのように市民の行動が変化するのか対応が心配です。小児(5～11歳)もどうなるのか？	ファイザー社ワクチンでは対象者全員を接種できる量が確保できないため、できるだけモデルナ社ワクチンの接種も選択いただけるよう、安全性や有効性について広報してまいりたいと考えております。 また、小児接種については、本日の説明会資料は11月16日時点で国から示された情報をもとに本市が想定しているスケジュール等を記載しておりますが、今後、国から具体的な方針が示された段階で改めて本市の方針をお示しする予定です。
4 - 4	追加接種の配分量が1・2回目の接種回数を元に配分するのであれば、追加接種は1・2回目の接種会場で受けるよう広報してください！現場が再び混乱します。	追加接種の配分量については、事前に実施した希望量調査をもとに算定する予定であり、1・2回目の接種回数については考慮しておりません。(最近接種を開始した医療機関様もおられるため)また、ご本人にワクチンを選択していただくことが重要であり、追加接種を実施しない医療機関様もあることから、1・2回目の接種会場と同じ会場で接種するような広報を行う予定はありません。
4 - 5	住民向け接種でファイザー・モデルナワクチンを1医療機関で複数の同種ワクチンを多くの人に接種すると、かなり注意をしても”間違い”や”誤り”が発生し易くなります。使用方法をもう少し考えるべきです。ファイザーが終了したらモデルナとか、誤りを発生し易い方法を考えておられる様なので、誤りの発生した時の対応も考えていてください。私はワクチンの接種時期をワクチンの種類別にしたいほうが良い様に思います。	国において複数のワクチンを使用する場合の間違いを防止するポイントとして、接種する医療機関において、①接種日時や接種場所を分ける、②同一の冷蔵庫で保管する場合、容器・管理を明確に分ける、③複数人での確認を徹底する、などが例示されています。 仮に誤って異なる種類のワクチンを接種してしまった場合、被接種者に丁寧に説明する必要はありますが、交接種が認められておりますので、間違い接種として国に報告する必要はありません。 ただし、①ファイザーを希釈せずに接種した、②モデルナを希釈して接種した、③モデルナの接種量を間違えた、など接種手順に誤りが発生した場合は、国に対して間違い接種を報告するとともに、被接種者に対する丁寧な説明、当面の間の健康観察等をお願いする予定です。 なお、ご提案の「ファイザーが終了したらモデルナ」ですが、追加接種は2回目接種から8か月後とされているため、ファイザーを先行使用し終了後モデルナ接種とした場合、到達時期の後先でワクチン選択の幅が不公平となるため、今回は国より配分された比率に応じたワクチン量で接種スケジュールを組んでおります。
4 - 6	医療従事者のうち、遅れて接種した人(R3.7月以降接種分)は、一般の枠に当院から入れても良いですか？(なかなか6名にならないところがあります) 医療従事者対象の2月までの分はファイザーで間違いありませんか？	2月以降に医療従事者の方に接種する場合は、一般の枠の範囲内で接種いただいて差し支えありません。説明会資料にも一部記載しておりますが、ワクチン廃棄を防止する観点から、8か月経過していない方でも6か月以上経過していれば例外的に接種は可能です。 また、医療従事者への接種については、1月接種まではファイザーワクチンになりますが、2月以降の接種については、ファイザー、モデルナどちらでも選択可能です。(医療機関様へ配分する各ワクチンの上限量の範囲内で接種をお願いします。)
4 - 7	前倒しの早期接種を決断してください。	前倒しについては、「急速な感染拡大やクラスター続発などの場合に事前に国に相談した上で6か月経過後の方への接種が認められることがあり得る」とされており、現時点において、自治体が独自に判断できるものではありません。報道されておりますように国において前倒しの検討が進められておりますため、正式に国の方針が示された段階で、適宜対応できるよう準備を進めてまいります。

4 - 8	予約に関してはやはり高齢者はコールセンターやネット予約は無理と思いますが、他の自治体でも1-2回目の方に指定方式のほうがいいと思います。	本市においても当初は接種日時や接種場所を指定する「当て込み方式」を検討しておりましたが、国から供給されるワクチンが、モデルナとファイザーの2種類で配分されることが判明したため断念いたしました。 追加接種にあたっては、副反応や交差接種の情報を踏まえ、ご本人にワクチンを選択してもらうことが重要と考え、予約方法については従前のおりとさせていただいたところです。 なお、初回接種開始時のような混乱を避けるため、接種券の分散発送、コールセンターの回線増、予約サポートセンターの開設などを予定しております。
4 - 9	これまでとの違いは何か？	初回接種(1・2回目接種)との主な違いとしては、 ①追加接種は1回限り(対象者は2回目接種から原則8か月経過した18歳以上の方)、②過去に接種したワクチンと別のワクチンも接種可(ファイザーモデルナ)、③医療機関様において、適切な管理体制のもと複数のワクチンを同時に扱うことが可能、などが挙げられます。 今後、国から示される情報次第では方針が変更となる場合もありますので、医療機関様に対しては適宜必要な情報を提供してまいりたいと考えております。 ご不明の点がございましたら、遠慮なくお問い合わせいただければと思います。